

「居住支援協議会等が必要と認める改修工事（令和7年6月時点）」

居住支援協議会名：青森県居住支援協議会

《記入要領》

今般の変更後の「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象候補を、以下のとおり「補助対象工事細目一覧」にしましたので、各居住支援協議会等が必要と認める改修工事に該当するもの（共用部分・住戸部分）に○をつけてください。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧		共用	住戸
<b>居住支援協議会等が認める工事</b>			
<b>入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事</b>			
車いす対応台所の設置等		○	○
車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置		○	○
福祉型便房の設置等		○	○
脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）		○	○
聴覚障害者用お知らせランプの設置		○	○
点字表示の設置		○	○
居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等への取替え）		○	○
居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修		○	○
屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）		○	○
<b>ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）</b>			
<b>断熱材の設置</b>			
断熱タイル設置		○	○
断熱フローリングの整備		○	○
グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設		○	○
<b>断熱サッシの設置</b>			
内窓設置		○	○
複層ガラス設置		○	○
断熱雨戸設置		○	○
遮熱ガラリ設置		○	○
気密シートの設置		○	○
暖房便座への更新（温水シャワー付含む）		○	○
遮熱塗装		○	○
<b>①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後</b>			
<b>に行う、居住のために最低限必要な改修工事</b>			
洗面、便所、浴室等水回りの設備の設置			○
劣化した内装材の改修			○